

災害時における医療救護体制にかかる救護所設置等に関する協定書

大阪市（以下「甲」という。）と社会福祉法人^{恩賜財団}済生会支部大阪府済生会泉尾病院（以下「乙」という。）は、災害対策基本法に規定する災害発生時における医療救護体制にかかる救護所設置等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、「大正区地域防災計画」（以下、「計画」という。）に基づき、大規模な地震などの災害により救護所の設置が必要な場合に、甲が乙に対し、乙の敷地内の一部を利用して、計画に定める「救護所」を設置及び運営することの協力を要請するにあたり必要な事項を定める。

（救護所設置場所の指定）

第2条 救護所設置場所は、次のとおりとする。

所在地 大阪市大正区北村3丁目4番5号

施設名 社会福祉法人^{恩賜財団}済生会支部大阪府済生会泉尾病院 西玄関前駐車場

（協力要請）

第3条 甲は、大規模災害時に、前条で規定する施設を救護所設置場所として利用する必要があるときは、原則として乙に対し協力を要請する。ただし、乙は、大規模災害時において緊急に対応することが必要と認められるときは、甲による要請前であっても、自主的な判断に基づき、前条で規定する場所に乙のトリアージエリアを開設する。

（連絡体制）

第4条 前条で規定する甲の要請は、大正区災害対策本部長の名により乙に対して行う。

2 前項の目的を達するため、甲乙は互いに緊急時の連絡先を確認し、随時更新する。

（協力体制）

第5条 甲及び乙は、別途協力内容について協議し、別途協力体制を明らかにしておくものとする。

（発災時の対応）

第6条 甲は、大規模災害時において第2条に定める場所に救護所を設置する。設置手順は以下のとおり。

(1) 甲が救護所の開設を判断したとき、第3条ただし書きに基づきすでに乙のトリアージエリアが開設されている場合には、甲は乙のトリアージエリアを引き継いで、甲の救護所とする。

(2) 甲が救護所の開設を判断したとき、乙のトリアージエリアが未開設の場合は、甲は第3条本文に基づく要請により乙の協力を受け、救護所を開設する。その際、救護所の開設に関し乙に費用負担が生じた場合、乙は後日、提供した資機材の費用を甲に対して求償することとし、甲は必要かつ相当と認められる範囲で当該費用を乙に支払う。

(3) 救護所で使用する薬剤は、令和6年2月5日付け「災害時における医療救護体制にかかる医薬品等の整備及び管理に関する協定書」に基づき、泉尾病院内にて管理する循環型備蓄を充てる。

2 乙は、第5条により甲と協議した内容に基づき、救護所の運営に協力する。

(訓練等)

第7条 甲及び乙は、各々が実施する防災訓練等について、相互に協力するものとする。

(関係機関等との連携)

第8条 甲及び乙は、この協定を円滑に履行するために、大正区医師会、大正区歯科医師会、大正区薬剤師会及び関係機関等との連携に努める。

(有効期限)

第9条 この協定の有効期限は、毎年度末とし、有効期限2か月前までに書面にて異議の申し出がない場合は、甲乙ともに異議がないものとし、自動更新する。

(疑義の解決)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、書面により定める。

前記の協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和8年3月24日

甲 大阪市大正区千島2丁目7番95号

大阪市

協定担当者 大阪市大正区長 村田 哲志

乙 大阪市大正区北村3丁目4番5号

社会福祉法人恩賜財団済生会支部

大阪府済生会泉尾病院 院長 平居 啓治